

平成30年度答申第63号  
平成31年1月31日

諮問番号 平成30年度諮問第57号（平成30年12月19日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 最低賃金の減額の特例不許可処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）7条に基づく最低賃金の減額の特例に係る許可申請（以下「本件許可申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）が不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 最賃法4条は、使用者は最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと規定している。
- (2) 最賃法7条は、上記同法4条の特例として、使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、同法7条各号に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を

考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により上記同法4条の規定を適用すると規定している。

- (3) 最賃法7条で最低賃金の減額の特例が適用される労働者として、同条4号は、軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者を掲げている。
- (4) 厚生労働省令である最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）3条2項は、最賃法7条4号の厚生労働省令で定める者は、軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者と規定し、ただし書で、軽易な業務に従事する者についての許可は、当該労働者の従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な場合に限り、行うことができるものとするとして規定している。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B地内に事業場を有する派遣会社であり、Pほか38名の労働者（以下「本件労働者ら」という。）をC地内に所在するQ社の事業場（以下「派遣先事業場」という。）に派遣している。

（軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（包括））

- (2) 審査請求人は、平成29年2月9日、処分庁に対し、本件労働者らについて、非常に軽易な業務に従事する者であるとして、本件許可申請を行った。

（軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（包括））

- (3) 処分庁は、平成29年5月9日、審査請求人に対し、「被申請労働者が、『業務の進行や能率についてほとんど規制を受けない物の片づけ、清掃等の本来の業務には一般に属さない例外的なごく軽易な業務であって、かつ、貴事業場において従事する労働者数が極めて少数である業務に従事する労働者』、『常態として身体又は精神の緊張の少ない監視の業務に従事する者』に該当しないため」との理由を付して、本件不許可処分をした。

（最低賃金の減額の特例不許可通知書、審査請求書）

- (4) 審査請求人は、平成29年8月8日、審査庁に対し、本件不許可処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、平成30年12月19日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

（諮問書）

#### 4 審査請求人の主張の要旨

本件労働者らに従事させようとする業務（以下「本件業務」という。）の種類は、派遣先事業場への派遣要員としてのパートタイマー職で、家具の配送車両の補助員として相乗りし、監視を行うものであり、労働の態様は、家具の配送車両の駐車違反の取締り対策として配送業務中、車内で待機し、必要に応じて運転手に携帯電話で連絡を取り、早急に車両の移動を促すことのみが全てである。搭乗する車両の運転、商品や引取り家具の積み下ろし、ごみの片付け等の作業を行うことは一切厳禁とさせている。

したがって、本件業務は、休憩している状態と区別できないほどの業務であり、最低賃金の減額の特例不許可通知書（以下「本件不許可通知書」という。）が例示する「業務の進行や能率についてほとんど規制を受けない物の片づけ、清掃等の」「ごく軽易な業務」よりも、更に軽易な業務であるといえ、本件業務よりも更に軽易な業務としてどのような業務があり得るか想像もできないほどである。

駐車違反の取締り対応といっても、本件労働者らは運転を全く担当していない単なる同乗者であり、その業務は必要に応じて携帯電話で運転手に連絡を取るのみであり、正に、「常態として身体又は精神の緊張の少ない業務に従事する者」に該当する。

本件不許可通知書において、その理由において「貴事業場において従事する労働者数が極めて少数である業務に従事する労働者」を引用しているが、この記載がいかなる法的根拠に基づくのか不明であり、到底納得できない。本件業務は、派遣先事業場への派遣労働であり、派遣先事業場の業務全体から見れば、極めて特殊な業務であり、かつ極めて少数の労働者が従事する業務である。

（審査請求書）

#### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 「軽易な業務に従事する者」に係る許可基準については、昭和34年10月28日付け基発第747号「最低賃金法第5条の現物給与等の適正評価基準及び同法第7条の最低賃金の減額の特例の許可基準について」において、
  - ① その従事する業務の負担の程度が当該労働者と異なる業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支

払われているもののうち、業務の負担の程度が最も軽易なものの当該負担の程度と比較してもなお軽易である者

② 常態として身体又は精神の緊張の少ない監視の業務に従事する者と定めている。

また、「最低賃金法第7条の減額の特例許可事務マニュアル」（平成20年7月1日付け基勤勤発第0701002号「最低賃金法第7条の減額の特例許可事務マニュアルの作成について」の別添）において、次のとおり詳細な判断基準を定めている。

上記①について、業務の進行や能率についてほとんど規制を受けない物の片付け、清掃等の本来の業務には一般的に属さない例外的なごく軽易な業務であって、かつ、当該事業場において従事する労働者数が極めて少数である業務に従事する労働者であって、以下の全ての項目に該当すること。

ア 通常の労働者が本来業務として行う業務に専ら従事するものではないこと。

イ 業務の内容が他の労働者に比べてごく軽易であること。

ウ 業務の進行及び能率について、ほとんど規制を受けていないこと。

エ 当該事業場に他に同種の労働者がほとんどいないこと。

オ 拘束時間が9時間以内であること。

上記②について、労働基準法（昭和22年法律第49号）41条3号に規定する「監視に従事する者」と同義であること（「監視に従事する者」には、交通関係の監視、車両誘導を行う駐車場等の監視等精神的緊張の高い業務は含まれない。）。

本件において、上記①については、審査請求人が雇用している労働者44名のうち、43名が本件業務に従事しており、同種の労働者が極めて少数とはいえ、また、拘束時間が9時間を超える者が散見される。

また、上記②については、駐車違反の取締りを逃れるという業務目的から、常に警察官による取締りを警戒する必要がある、精神的緊張が少ないとはいえない。

2 審査請求人は、本件労働者らは「常態として身体又は精神の緊張の少ない監視の業務に従事する者」に該当する旨主張しているが、本件業務は、道路交通法（昭和35年法律第105号）44条にて駐車禁止とされている場所に家具の配送車両を駐車することを前提として、駐車違反という違法行為に対する摘発から逃れるため、常時、警察官による取締りを行う者が近辺にい

ないかどうかを見張っていなければならず、精神の緊張の少ない監視の業務とは判断できない。

以上のとおり、本件許可申請については、上記1の許可基準に該当せず、よって本件審査請求については棄却することとし、原処分を維持することが妥当である。

(諮問説明書)

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

#### 2 本件不許可処分の適法性及び妥当性について

##### (1) 最低賃金額の保障と最低賃金の減額の特例

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならず、労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とされるのであって（最賃法4条）、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額が保障されている。

最賃法7条の定める最低賃金の減額の特例は、例外的に最低賃金額よりも低い金額の賃金の支払を許可するものであるが、その適用に当たっては、労働者には原則として最低賃金額が保障されていることを前提とした上で、同条各号に該当することが明確かどうかを判断すべきであると解される。

##### (2) 本件労働者らの業務が「軽易な業務」に該当するかについて

本件は、本件労働者らの従事する業務が最賃法7条4号の「軽易な業務」に該当するとして許可申請がなされたものである。

「軽易な業務」に当たるかどうかは、業務の内容が肉体的にも精神的にも軽度の労働であるかどうかを検討して判断しなければならず、体力的な負担が軽度であるのみならず、高度の知的判断行為等は要求されず、かつ、精神的な負担も少ないものがこれに該当すると考えられる。

本件許可申請書によれば、本件労働者らに従事させようとする業務の種類は、家具の配送車両の補助員として相乗りし監視業務を行うことであり、労働の態様は、家具の配送車両の駐車違反取締対策として配送業務中に車中で待機し、必要に応じ運転者に携帯電話で連絡を取り車両の移動を促すこととされている。

また、本件労働者らの一部からの電話録取書その他の資料によれば、実

際に行っている業務の態様は、指定の時間までに集合場所に行き配送車両に乗り込み、配送先に到着後運転者と助手が家具等を搬入している間車両内に待機し、近所の人などから車両の移動を要求された時に運転者に携帯電話で連絡を取り車両の移動を促すことであり、始業時間は午前8時台から9時台が多く、終業時間は午後の時間帯であるが午後8時以降であることもまれではない。また、駐車違反の取締り対応については、車両に人が乗っているとそのまま素通りしてしまうため実際には行ったことはないとされている。

これらの資料を基に本件労働者らの業務が軽易な業務に該当するかどうかを検討するに、労働時間は短くないものの労働の態様それ自体としては肉体的には相当軽度であることは否定できない。

しかし、そもそも本件労働者らの業務は家具の配送車両の駐車違反取締り対策を目的とするものであり、実際には駐車違反取締り対応の実例はまれであったとしても、駐車違反取締りに備えて車両内で監視業務を行うというのであるから、相応の精神的緊張はあるはずで、精神的な負担が少ないとはいえない。

駐車場所付近の住民などから車両の移動を要求された場合についても、対応によってはトラブルに発展する可能性もあるのであるから、単なる電話連絡という機械的な業務にすぎないとも言い難い。

また、労働する日によって配送場所は異なり、多数の配送先を回るのであるから、車両の駐車場所もその都度異なり、毎回異なった場所及び状況で、駐車違反取締りや付近住民からの車両移動要求等に対応するには、それなりの状況判断能力が要求されるというべきである。

したがって、本件労働者らの業務が「軽易な業務」に明らかに該当するということとはできない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不許可処分が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委員 戸 谷 博 子  
委員 伊 藤 浩

委 員 交 告 尚 史